

編集発行

川口市議会議員

宇田川 好秀

埼玉県川口市安行1117

TEL.048-294-3131

FAX.048-296-7070

印刷/コスモプリンツ株式会社

【討議資料】

# 宇田川よしひで

緑豊かな街づくり

市議会ニュース

vol.65(2017年8月)

## 川口市手話言語条例 制定

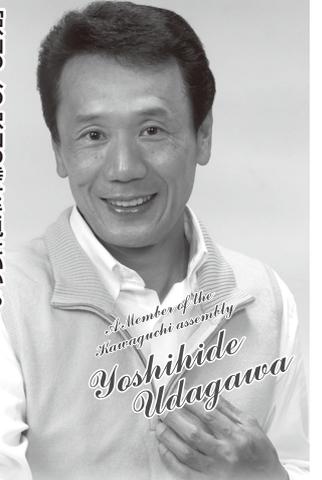
平成29年第2回(6月)市議会定例会において、川口市手話言語条例が議員提案により制定されました!

川口市議会では平成26年第2回(6月)市議会定例会で『「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書』を全会一致で可決し、関係機関に提出し、手話にまつわる状況把握に努めてまいりました。条例では、手話に対する理解の促進や手話の普及に関する基本理念を定めることにより、聴覚障害者等が手話を用いて安心して日常生活を営み、全ての市民が障害の有無に関わらず、共生することができる地域社会の実現を目指すものです。

更に、条例制定を機に全国的なムーブメントを後押しすることで、手話言語法制定の機運を高め、ゆくゆくは国が主体となって、手話に関する施策が推進されることを期待するものです。

川口市手話言語条例の策定に当たっては、川口市聴力障害者協会および川口市手話サークル友の会の皆様にもご協力いただき、川口市の現状を踏まえた条例を制定することができました。ご協力いただきました全ての皆様に感謝するとともに、今後も福祉施策の向上に努めてまいります。

「沢山の人の沢山の幸せを見たいから  
今までもそしてこれからも頑張ります」



## 川口市手話言語条例

### 【目 的】



#### 第1条

この条例は、手指及び体の動き並びに表情を用いて表現される言語である手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることにより、聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害のある者(以下「聴覚障害者等」という。))が、手話を用いて日常生活及び社会生活を安心して営み、全ての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説) 手話が言語であるということを明らかにし、手話に対する理解の促進と手話の普及に関する基本理念を定め、手話に関する施策を推進するための基本的事項を定めることによって、聴覚障害者などの方々が手話を用いて日常生活や社会生活を安心して営み、すべての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会の実現に寄与することを、この条例の目的とするものです。

### 【基本理念】

#### 第2条

手話に対する理解の促進及び手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われるものとする。

- (1)手話が、言語であるという認識に基づくこと。
- (2)聴覚障害者等その他手話を用いる者が、手話を用いて意思疎通を図ることが尊重され、及び意思疎通を図りやすい環境が構築されること。

(解説) 手話が言語であるという認識に基づいて、聴覚障害者などの方々が手話を利用することを尊重し、手話を用いたコミュニケーションを図りやすい環境づくりを旨として、手話に対する理解の促進と普及が図られるようにすることを市の基本理念とするものです。

# 川口市手話言語条例

## 【市の責務】

**第3条** 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、聴覚障害者等が自立した生活をし、及び社会参加することを促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(解説) 第2条の基本理念にのっとり、聴覚障害者などの方々が自立した生活をし、社会参加することを促進するために必要な施策を講ずることを市の責務とするものです。

## 【市民の役割】

**第4条** 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(解説) 第2条の基本理念への理解を深めるとともに、手話に関する市の施策に協力するよう努めることを、市民の役割とするものです。

## 【施策の推進方針】

**第5条** (1)市は、次に掲げる施策の推進に関し、必要な方針(以下「推進方針」という。)を策定するものとする。

- ① 市民の基本理念に対する理解の促進に関する施策
- ② 手話により情報を取得しやすい環境の促進に関する施策
- ③ 手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- ④ その他市長が必要と認める施策

(2)市は、推進方針を策定するときは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により市が策定する市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画と整合を図るものとする。

(3)市は、推進方針の策定にあたっては、市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

(解説) (1)市は、次の①から④の施策の推進に必要な方針を策定することとするものです。

- ① 市民の基本理念に対する理解の促進に関する施策
- ② 手話により情報を取得しやすい環境の促進に関する施策
- ③ 手話通訳者の養成及び確保に関する施策
- ④ その他市長が必要と認める施策

(2)市は、(1)の推進方針を策定するときは、「川口市障害者福祉計画」との整合性を図ることとするものです。

(3)市は、(1)の推進方針を策定する際には、市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずることとするものです。

## 【財政上の措置】

**第6条** 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説) 市は、手話に関する施策を推進するために必要な予算を措置するよう努めることとするものです。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(解説) この条例は、公布の日(平成29年6月26日)から施行しました。

